

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	新型コロナウイルス対策グループ
契約締結年月日	令和5年4月1日
契約者名	ヒューコムエンジニアリング株式会社
契約名	山梨県新型コロナウイルス感染症自宅待機者等手続支援業務委託
契約金額(税込み)	22,044,495円
随意契約理由	<p>令和5年1月27日、国は新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けについて、5月8日以降に現在の2類相当から5類に移行する方向性を示し、移行に伴う令和5年度における各種政策の実施や財源措置の有無等に係る具体的方針を3月10日に公表した。</p> <p>県の新型コロナウイルス感染症に係る事業は、国の財源措置等や関係機関の協力なくして実施することはできないため、県の令和5年度事業の実施体制は、国の方針発表を受けた後に、新型コロナウイルスに係る専門家会議等との意見調整を踏まえた上で決定する必要があった。</p> <p>このため、県の令和5年度事業の実施体制は、3月10日の国の方針の公表後、専門家会議委員等関係者との調整を行った上で、同月17日に公表した。</p> <p>本契約は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、自宅で療養にあたる患者の手続きを支援するものであり、患者の体調や各種手続き、見守り医師の割り当て、様々な照会への応答等に対する業務を委託するものである。</p> <p>また、自宅療養中に亡くなる患者も確認されていることから、委託業者は制度に対する様々な知識や丁寧かつ慎重な対応について質の向上を図るよう努める一方、一定数以上の人員を確保する必要がある。</p> <p>しかし、令和5年度における本事業の実施体制は、3月17日に公表したことから、4月1日の事業開始までの約2週間という短期間に、入札対応により委託業者を決定し、かつ、業者が人員の質を確保する研修を十分に行う時間的余裕がなかった。緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とする。</p> <p>さらに、4月1日の業務開始時点から契約終了予定の5月15日の間、新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援に関する経験を踏まえた十分な対応力と知識をもった人員を必要数確保できるのは、現在の契約相手であるヒューコムエンジニアリング株式会社のみであることから、財務規則第137条第3項により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号